

## 第 2 章 防 災 組 織



## 第2章 防災組織

### 第1節 防災本部

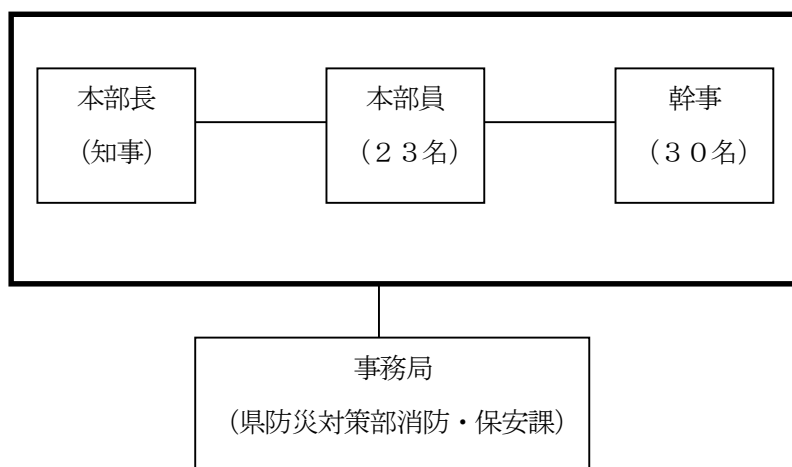
防災本部は、特別防災区域に係る災害の未然防止及び拡大防止を図るため、防災計画の作成等石災法第27条第3項に規定する事務をつかさどるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、その規模、態様に応じ特別防災区域内に現地本部を設置し、総合的な防災活動を実施するものである。

なお、防災本部の運営等については、「三重県石油コンビナート等防災本部条例」及び「三重県石油コンビナート等防災本部運営要領」によるものとする。

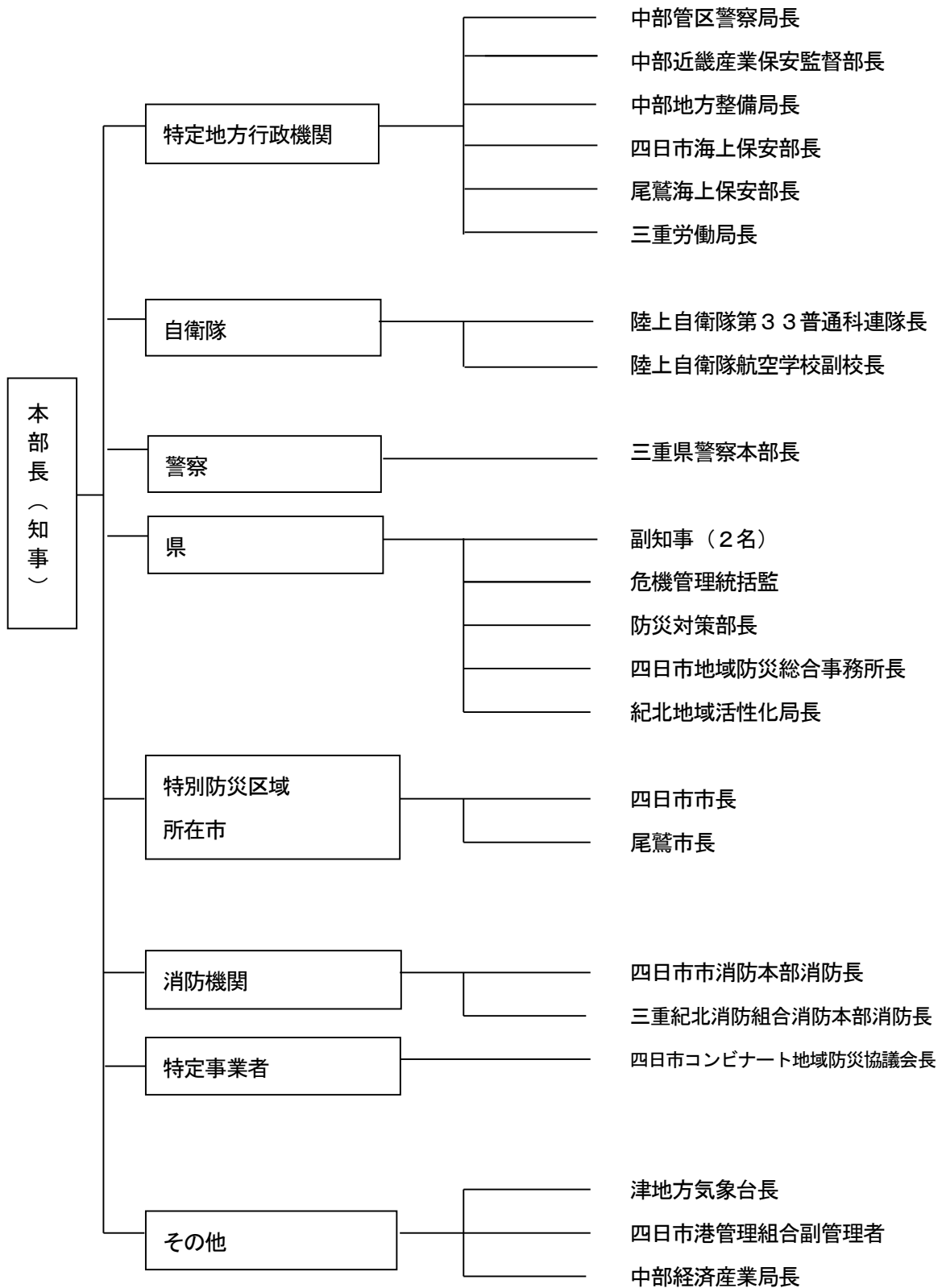
#### 1 組織

防災本部は、特別防災区域に係る防災に関し、県、特定地方行政機関、関係市及び特定事業者等が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、次の本部員等で構成する。

- (1) 防災本部は、本部長（知事）及び本部員をもって組織する。
- (2) 本部長に事故等があるときは、副知事、危機管理統括監、防災対策部長の順にその職務を代理する。
- (3) 条例の定めるところにより、防災本部に幹事を置く。幹事は本部員の属する機関のうちから知事が任命する。
- (4) 防災本部の事務局を県防災対策部消防・保安課に置き、事務処理にあたる。



防災本部の組織



防災本部員の構成

## 2 所掌事務

- (1) 防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 防災に関する調査研究を推進すること。
- (3) 防災に関する情報を収集し、これを防災関係者等に伝達すること。
- (4) 災害が発生した場合において、防災関係機関等が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。
- (5) 現地本部に対して、災害応急対策の実施に関し必要な指示を行うこと。
- (6) 災害が発生した場合において、国の行政機関（関係特定地方行政機関を除く。）及び他の都道府県との調整を行うこと。
- (7) その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。

## 3 災害対策基本法に基づく災害対策本部との関係

広域的で甚大な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、特別防災区域外の防災活動と連携の必要があると本部長が認めたときは、防災本部は県災害対策本部と一体的な運用を図るものとする。

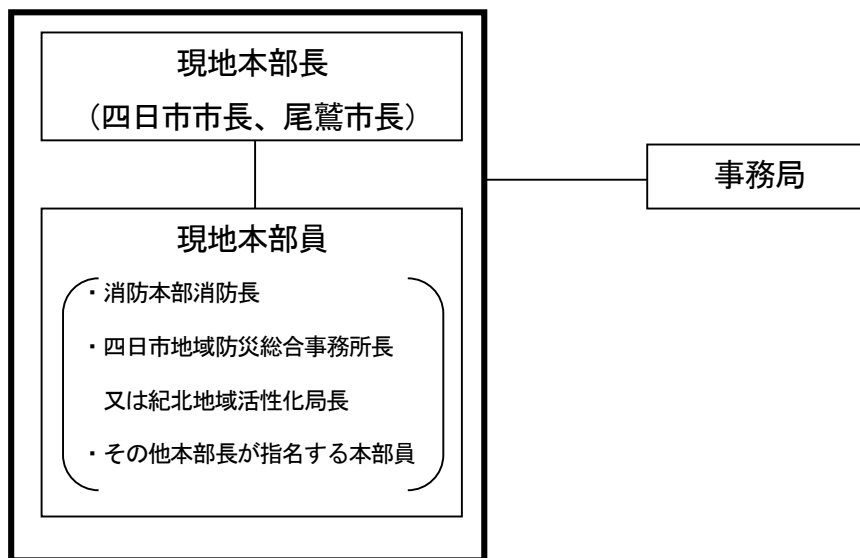
## 第2節 現地本部

現地本部は特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災本部の指示を受け、当該特別防災区域に係る被害情報等の収集・伝達及び緊急かつ総合的な防御活動に係る各種調整等を実施する。

### 1 組織

現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもって組織する。

現地本部長は当該災害発生地の市長とする。現地本部員は、当該災害発生地の消防本部消防長、四日市地域防災総合事務所長又は紀北地域活性化局長のほか、本部員のうちから災害規模、態様に応じて本部長が指名する者をもって充てる。



現地本部組織

### 2 所掌事務

- (1) 情報の収集及び防災本部への報告並びに防災関係機関等への伝達
- (2) 防災関係機関等が実施する災害応急対策に係る連絡調整
- (3) 防災関係機関等間の相互の連絡調整
- (4) 災害応急対策及び災害復旧に関して必要な事項の実施

## 第3節 防災関係機関

### 1 防災組織

- (1) 防災関係機関は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、直ちにこの計画に基づき災害予防及び応急対策活動が強力かつ円滑に遂行できるよう、あらかじめ防災組織を確立しておくものとする。
- (2) 防災関係機関は防災体制を整備し、それぞれの防災活動に十分な要員を配備するものとする。

### 2 防災活動要領の制定等

- (1) 防災関係機関は、防災組織の確立とともに、石災法及びこの計画に基づいて実施する災害予防及び災害応急対策等の活動要領を定め、あらかじめ関係職員に周知徹底しておくものとする。
- (2) 防災関係機関は、防災活動要領の制定にあたって次の事項に留意する。
  - ア 防災組織の編成及び所掌事務を明らかにし、常に現状に即したものに維持すること。
  - イ 責任体制及び指揮命令系統を明確にし、要員を適正に配置すること。
  - ウ 夜間、休日等の連絡・動員体制を整備すること。
  - エ 事故災害の規模、態様に応じた応急措置を定めておくこと。

### 3 防災本部への報告

防災関係機関は、防災組織及び防災活動要領を定めたとき、又は修正したときは、速やかに本部長に報告するものとする。

## 第4節 特定事業所

### 1 自衛防災組織

- (1) 特定事業者は、その特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するため、特定防災施設等の整備に努めるとともに、石災法第16条及び防災規程の定めるところにより、災害応急対策が強力かつ円滑に実施できる自衛防災組織を確立する。
- (2) 自衛防災組織には、石災法第16条及び防災関係法令に定める基準のほか、必要な防災要員を配備するとともに防災資機材を整備する。
- (3) 特定事業者は、石災法第18条の規定に基づく自衛防災組織が行うべき業務に関する防災規程を定めたとき、又は変更したときは、市長に届出る。

### 2 共同防災組織

- (1) 特定事業者が共同して特定事業所の自衛防災組織の業務の一部を行わせるため設置した共同防災組織は、構成する事業所における災害の発生又は拡大を防止するため、石災法第19条及び共同防災規程の定めるところにより、自衛防災組織と緊密な連携のもとに一体となって災害応急対策が的確に実施できるよう体制を整備する。

また、南海トラフ地震等の地震時において特別防災区域内で災害が同時発生することも想定し、その対応等について研究を進めるとともに、体制の強化に努めるものとする。
- (2) 共同防災組織を代表する者は、石災法第19条の規定に基づき共同防災規程を定めたとき、または変更したときは、市長に届出る。

### 3 広域共同防災組織

- (1) 特定事業者及び他地区の特定事業者が共同で行う自衛防災組織の業務のうち、大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等（以下「大容量泡放射システム」という。）を用いて行う防災活動を行わせるため設置した広域共同防災組織は、構成する事業所における災害の発生又は拡大を防止するため、石災法第19条の2及び広域共同防災規程の定めるところにより、自衛防災組織及び共同防災組織と緊密な連携のもとに一体となって災害応急対策が的確に実施できるよう体制を整備する。

また、南海トラフ地震等の地震時において特別防災区域内で災害が同時発生することも想定し、その対応等について研究を進めるとともに、体制の強化に努めるものとする。
- (2) 広域共同防災組織を代表する者は、石災法第19条の2の規定に基づき広域共同防災規程を定めたとき、または変更したときは、本部長及び市長に報告するものとする。



#### 4 特別防災区域協議会等

##### (1) 特別防災区域協議会

特定事業者は、当該特別防災区域に係る災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成、技術の共同研究、教育の共同実施及び共同防災訓練の実施、その他防災対策を総合的に推進するため、石災法第22条の規定に基づく石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「特別防災協議会」という。）を設けるとともに、防災関係機関と特定事業者及びその他の事業者との連携強化に寄与するため、協議会等の適切な運営を図るものとする。

##### (2) 防災に係る協議会等の設置状況

###### ア 四日市コンビナート地域防災協議会（昭和51年12月15日設立）

四日市コンビナート地域事業所における災害防止と災害防止に関する協議、研究及び災害発生時における防災活動を推進するための組織であり、石災法第22条の規定に基づく特別防災区域協議会の役割を担っている。

###### イ 四日市港湾災害対策協議会（昭和43年7月16日設立）

四日市港及びその周辺に大災害が発生した場合の防災活動を推進するための組織である。

###### ウ 尾鷲市特別災害対策協議会（昭和40年12月10日設立）

尾鷲地域における油火災、タンカー等の災害防止と防災活動を推進するための組織である。

###### エ 伊勢湾排出油等防除協議会（昭和48年11月15日設立）

伊勢湾及びその周辺海域に災害が発生した場合の防除活動を推進するための組織である。

###### オ 尾鷲湾排出油等防除協議会（昭和54年1月24日設立）

尾鷲湾及びその周辺海域における大量の油又は有害物質が流出した場合の防除活動を推進するための組織である。

###### カ 三重県高圧ガス安全協会（昭和46年4月1日設立）

高圧ガスによる災害を未然に防止するため、県内の高圧ガスの製造、販売、消費及び運搬に係る事業者で構成される組織である。

###### キ 中京地区広域共同防災協議会（平成19年6月19日設立）

愛知県及び三重県内の特定事業者のうち、大容量泡放射システムを用いて防災活動を行う必要がある特定事業者で構成する組織であり、石災法第19条の2の規定に基づく広域共同防災組織の役割を担っている。

#### 5 相互応援体制の確立

- (1) 特定事業者は、特定事業所が所在する特別防災区域内の他の特定事業所等で、又は自らの事業所で異常な現象が発生したときに、特定事業所の自衛防災組織を派遣し又は応援を求めることについて、あらかじめ特定事業者間で協議し、相互応援体制を確立するものとする。

(2) 特別防災区域協議会は、近隣の特別防災区域協議会等に、又は自らの特別防災区域において南海トラフ地震等により甚大な災害が発生したときに自衛防災組織等を派遣し、又は応援を求めることについて、あらかじめ特別防災区域協議会間で協議することとする。

とりわけ、環伊勢湾広域応援体制等の相互応援体制を推進するため、関係特別防災区域協議会間において防災に係る情報交換会等を開催するなどの対策に努めるものとする。

(3) 特定事業者は、南海トラフ地震等広域災害に対応するため、同業種間での応援体制の整備を推進するものとする。

(4) 相互応援体制が整備されたときは、防災規程に明示するものとする。